

物品の調達等に係る競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 物品の調達、借受け、役務の調達又は電気の供給を受ける契約（以下「物品の調達等」という。）に係る競争入札（以下「入札」という。）を行う場合の取扱いについては、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）、宮城県物品等電子調達実施要領（平成19年6月1日施行）及びその他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(仕様の説明等)

第2条 入札により物品の調達等をしようとするときは、当該事務を所管する本庁の課長又は地方機関の長（以下「課長等」という。）は、調達しようとする物品の規格、品質又は提供を受けようとする役務の内容等に関する仕様書（図面等の参考資料を含む。以下同じ。以下「仕様書等」という。）を作成の上、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して、これを説明するものとする。

- 2 課長等は、仕様書等により内容が充分把握できると認めるときは、入札参加者に仕様書等を送付し、又は仕様書等を閲覧させることにより、その内容の説明を省略することができるものとする。
- 3 仕様書等については、期限を指定して入札参加者からの質問等を受け付けるものとし、その回答は入札参加者全員に周知するものとする。
- 4 日時を指定して仕様書等の説明を行った場合において、入札参加者が、正当な理由がなく、これに参加しなかったときは、入札を辞退したものとする。
- 5 日時を指定して仕様等の説明を行う場合は、入札参加者に他の入札参加者の情報が漏れないようにすること。

(入札の運用基準)

第3条 一般競争入札及び指名競争入札の運用基準は、別に定める。

(入札参加資格条件)

第4条 契約執行者は、入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、次に掲げる事項に係る資格条件を必ず付さなければならない。

- (1) 入札期日（電子入札又は郵送による紙入札においては開札日とする。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行。以下「参加資格制限要領」という。）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、本県の入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(入札等)

第5条 入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札前までは、いつでも入札を辞退することができるものとする。この場合において、入札を辞退するときは、文書又は口頭若しくは電子入札にあつては電子調達システムにより、その旨を入札執行者に申し出るものとする。

2 入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度入札も辞退したものとする。

3 書面による入札書（以下「紙入札書」という。）は、別紙の様式により作成し、入札執行者の指示に従って、入札箱に入れさせるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、入札執行者が真にやむを得ない事情があると認めるときは、配達証明付き書留郵便をもって入札書を提出することができるものとする。この場合においては、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び物品等の名称を表記し、中封筒を外封筒に入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書し、かつ、指定の日時までに入札執行者に到達しなければならないものとする。

5 入札者が代理人をして紙入札書により入札しようとするときは、入札前に、その委任状を提出させるものとする。

6 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

(入札の延期等)

第6条 入札執行者は、入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができるものとする。

2 入札執行者は、入札者又は入札者の代理人（以下「入札者等」という。）が不穩の行動をなすなど、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができるものとする。

(失格)

第7条 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

(1) 入札期日において、政令第167条の4に該当するとき。

(2) 入札期日において、当該入札に係る財務規則第95条第1項の規定により知事が定めた資格を有しなくなったとき。

(3) 入札期日において、県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に基づく資格制限を受けている期間中であるとき。

(4) 入札者の代理人が入札者の委任状を提出しないとき。

(5) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りではない。

(6) 正当な理由がなく、電子入札の場合にあつては指定された期限までに、それ以外の場合にあつては指定された場所及び日時に、入札書を提出しないとき。

(7) 競争入札の公告又は指名の通知に示した入札参加条件に違反したとき。

(8) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。

- (9) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (10) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (11) 入札執行者が、入札者等が次のいずれかに該当するとして、失格としたとき。
- ① 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
 - ② 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。
- (12) 電子入札において、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。
- (13) 電子入札において、代表者又は受任者が変更となった場合、ICカードの更新手続き中の場合を除き、ICカードの名義を変更しないで、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加したとき。

（無効の入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 紙入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 紙入札において記名を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札をした旨の申し出のあった入札
- (7) 同一の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 第11条に規定する再度入札において、前回の最低の入札金額を上回る入札金額を記載した入札
- (9) 郵送による紙入札において、提出期限を過ぎて提出された入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第9条 開札は、入札の終了後、入札者等の立会いの下に行うものとする。ただし、電子入札又は郵送による紙入札にあつては、入札公告等に示すとおり開札する。

また、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

- 2 入札執行者は、開札をした場合において、次条の落札者がいないときは、各人の入札書のうち最低の価格をもって入札した者の入札金額を、入札者全員に周知するものとする。

（落札者の決定）

第10条 入札公告等において特に定めがない場合は、入札した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札決定となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、入札執行者は、直ちに、当該

入札者等にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者等のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

なお、電子入札においては、電子くじにより落札者を決定する。

3 落札者が決定した場合は、入札執行者は、落札者及び落札金額を入札者全員に周知する。

(再度入札等)

第11条 入札執行者は、開札の結果、前条の落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、原則として、2回を限度とする。

3 第9条第2項の規定は、再度入札の場合に準用する。

4 再度入札において落札者がいないときは、入札執行者は、予定価格と最低入札金額との差が少額であること等の事情を勘案し、随意契約によることが適当であると認めるときは、政令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、最低の価格をもって入札した者と随意契約の折衝を行うことができるものとする。

(無効の入札をした者の再度入札への参加)

第12条 入札執行者は、第8条に規定する無効の入札をした者で、その無効の理由が同条第3号から第5号まで又は第8号に該当するものであるときは、無効の理由を当該入札者に説明し、注意を喚起した上で、再度入札への参加を認めるものとする。

(異議の申立て)

第13条 入札後においては、入札をした者から、この要領、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議の申立てがあっても、受け付けないものとする。

附 則

1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

2 物品の調達等に係る指名競争入札執行要領（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。